

高崎経済大学附属図書館規程

昭和32年5月6日
設 定

改正	昭和46年	9月22日	学内告示第3号	平成6年	10月17日	学内告示第3号
	昭和47年	2月9日	学内告示第1号	平成8年	3月27日	学内告示第22号
	昭和48年	4月18日	学内告示第8号	平成10年	5月6日	学内告示第9号
	昭和60年	6月12日	学内告示第2号	平成10年	8月26日	学内告示第16号
	昭和61年	6月11日	学内告示第1号	平成12年	2月2日	学内告示第17号
	昭和63年	8月1日	学内告示第3号	平成12年	7月12日	学内告示第11号
	平成3年	8月5日	学内告示第4号			

第1章 総則

第1条 この規程は、高崎経済大学附属図書館規則（昭和47年規則第4号）第4条の規定に基づいて定める。

第2条 高崎経済大学附属図書館（以下「図書館」という。）は、高崎経済大学（以下「本学」という。）の所蔵する図書、情報等の管理及び運用にあたる。

第3条 図書館の管理、運用する図書は、次の二種とする。

- (1) 本館備付図書
- (2) 部局備付図書

2 前項第2号に規定する部局備付図書とは、附属情報センタ - 、附属産業研究所、附属地域政策研究センタ - 、研究室、事務室、その他大学附属施設の図書をいう。

第4条 本館備付図書は、次のとおりである。

- (1) 貴重図書及び特殊図書
- (2) 辞書、年鑑類
- (3) 一般図書
- (4) 資料及び史料
- (5) 新聞、雑誌、定期逐次刊行物
- (6) 電子情報等

第5条 部局において図書を備え付けるには、当該部局長等は、図書館備付の図書原簿にその図書を登録しなければならない。

第6条 図書の管理に関する規定は、別に定める。

第2章 図書館の利用

第7条 図書館の開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、土曜日及び春・夏・冬季休業期間については、午前9時から午後5時までとする。

第8条 図書館は、次に掲げる該当日には休館する。

- (1) 12月26日から翌年1月7日まで
- (2) 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 開学記念日

第9条 図書館長（以下「館長」という。）は、必要と認めたときは、前2条の規定にかかわらず臨時に図書館を開館、閉館、休館することができる。
2 臨時に図書館を開館、閉館、休館するときは、あらかじめ公示する。

第10条 利用に供する本館の施設は、次のとおりとする。

- (1) 閲覧室及び閲覧コナ
- (2) 新聞及び雑誌コナ
- (3) 視聴覚コナ
- (4) ブラウジングコナ
- (5) 談話室
- (6) 教員閲覧室
- (7) その他館長が特に認めた施設

第11条 図書を閲覧することのできるものは、次のとおりとする。

- (1) 本学の学生（聴講生、科目等履修生及び研修生を含む。）
- (2) 本学大学院の研究科学生（聴講生、科目等履修生及び研究生を含む。）
- (3) 本学の教員（非常勤講師を含む。）
- (4) 本学の事務職員
- (5) その他館長が特に許可した者

2 図書館の県民等への公開に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 図書の閲覧

第12条 図書を利用しようとする者は、次に定める証ひょう書類を提示し、図書館利用者証（以下「利用者証」という。）の交付を受けなければならない。

- (1) 前条第1項第1号の利用者 学生証
- (2) 前条第1項第2号の利用者 身分証明証
- (3) 前条第1項第3号の利用者 職員証

第13条 図書の閲覧は、所定の閲覧室または指定の場所とする。

第14条 本館の利用者は、職員の指示に従うほか次の事項を守らなければならない。指示に従わない者に対しては、職員は、これを館外に退出させることができる。

- (1) 静粛であること。
- (2) 乱雑、粗暴な服装行為をつつしむこと。
- (3) 図書、器具その他設備を汚損しないこと。
- (4) 印刷物その他の物品を販売、配布しないこと。
- (5) みだりに掲示、貼紙等をしないこと。
- (6) 会合、集会等をしないこと。
- (7) 喫煙、飲食は指定された場所以外ではしないこと。
- (8) その他利用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

第15条 利用者は、閲覧室等から退出する際に、使用した図書を返本台に、雑誌・新聞等は所定の場所に返却しなければならない。

第4章 相互貸借及び文献複写

第16条 館長は、他大学図書館及び各種行政機関等から資料の閲覧・帯出の申出があつた場合、本学の研究教育に支障がないと認めたときにおいて、

これを許可することができる。

- 2 他大学図書館及び各種行政機関等が所蔵する資料を借り受けようとする者は、所定の様式により、その旨を館長に申し出るものとする。

第17条 館長は、利用者より図書館の図書及び資料の複写・複製の依頼を受けたときは、次の各号に掲げる場合に限り、これを許可することができる。

- (1) 学術研究又は学習を目的とするとき。
 - (2) 著作権法(昭和45年法律第45号)に違反しないとき。
- 2 図書館資料等の複写・複製に関する取扱規定は、別に定める。

第5章 図書の帯出

第18条 第11条第1項に掲げるものは、図書を借り受けて帯出することができる。

- 2 図書を帯出するには、希望する図書と利用者証を受付に提出し、所定の手続をしなければならない。

第19条 帯出できる図書は、館長が特に許可した場合のほか一般図書のみとし、その冊数及び期間は、次のとおりとする。

- | | | |
|--------------------|-------|-------|
| (1) 第11条第1項第1号の利用者 | 5冊以内 | 14日以内 |
| (2) 第11条第1項第2号の利用者 | 10冊以内 | 30日以内 |
| (3) 第11条第1項第3号の利用者 | 40冊以内 | 90日以内 |
| (4) 第11条第1項第4号の利用者 | 5冊以内 | 14日以内 |
| (5) その他館長が特に許可した者 | 5冊以内 | 14日以内 |

第20条 帯出図書は、転貸することができない。

第21条 帯出図書は、借用期間中であつても毎年2月末日までに一旦返納しなければならない。

- 2 前項により中断された残存の借用期間は、3月1日から計算する。
- 3 図書館長は、必要と認めるときは、何時でも帯出図書の返納を求めることができる。

第22条 附属情報センタ-、附属産業研究所、附属地域政策研究センタ-、研究室、事務室その他大学附属施設の図書の分置、帯出については、別に定める。

第6章 図書の寄贈

第23条 図書を寄贈しようとする者は、館長に書名、冊数、価格及び住所、氏名を記入した書類を提出し、承認を得て現品を提供するものとする。

- 2 寄贈図書は、これを寄贈図書台帳に記入して所定の場所に収納する。

第24条 寄贈を受けた図書には、寄贈者の氏名を記載し、その厚意を記念するものとする。

第7章 制裁

第25条 図書を館外に帯出して期限までに返納しない者には督促を発する。

- 2 督促を受け1週間を経過しても返納しない者には、一時図書館の利用を

停止する。

- 3 前項の処置を受けてもなお返納しない者には、図書館の利用を禁止し、帯出図書¹の補償をさせる。

第26条 図書館の図書又は設備に損害を与えた者に対しては、館長は、これを弁償させるほか、図書館の利用を停止又は禁止することができる。

第8章 図書館運営委員会

第27条 図書館に図書館運営委員会を置く。

- 2 図書館運営委員会に関する規定は、別に定める。

第9章 規程の改廃

第28条 この規程は、評議会の議を経て改廃することができる。

附 則

この規程は、昭和32年5月6日から施行する。

附 則（昭和46年9月22日学内告示第3号）

この規程は、昭和46年9月22日から施行する。

附 則（昭和47年2月9日学内告示第1号）

この規程は、昭和47年2月9日から施行する。

附 則（昭和48年4月18日学内告示第8号）

この規程は、昭和48年4月12日から施行する。

附 則（昭和60年6月12日学内告示第2号）

この告示は、昭和60年6月12日から施行する。

附 則（昭和61年6月11日学内告示第1号）

この告示は、昭和61年8月1日から施行する。

附 則（昭和63年8月1日学内告示第3号）

この告示は、昭和63年8月1日から施行する。

附 則（平成3年8月5日学内告示第4号）

この告示は、平成3年8月5日から施行する。

附 則（平成6年10月17日学内告示第3号）

この規程は、平成6年10月17日から施行する。

附 則（平成8年3月27日学内告示第22号）

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成10年5月6日学内告示第9号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成10年8月26日学内告示第16号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成12年2月2日学内告示第17号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成12年7月12日学内告示第11号）

この告示は、平成12年7月12日から施行する。